

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 6 年度）

住 所 沖縄県那覇市字安次嶺377-2

事業者名 沖縄都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡慶次 道俊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
赤嶺駅から首里 駅(14駅)	視覚障がい者用誘導ブロック（警告ブロック）を最新の JISへ変更（2021～2026）これまで9駅完了	施工状況の調査

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める
基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
—	基準を満たしている	—

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ホームと車両の 段差・隙間の状 況の周知	固定スロープを設置しているが、段差と隙間が目安値の乗 り場を、HP等で公開し周知する。	—

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
HPによる周知	ホームページにおいてバリアフリー実施状況について情報 提供を行っている	継続実施中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
駅務員の介助技 術の向上	全ての駅係員がサービス介助士の資格取得	資格取得を継続中

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子利用者の乗車位置の案内	ホームドアに乗車位置の案内	ポスターで情報提供

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・固定スロープの設置が完了したが、車両との離隔が大きい箇所の距離を近づける対策を検討中

(3) 報告書の公表方法

ホームページで掲載

(4) その他

--

I. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和7年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の降機設置数	傾斜路の箇所数	視覚障害者誘導ブロックの有無	案内設置の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型の改札口の設置の有無	障害者対応型の券売機の設置の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無
沖縄都市モノレール		那覇空港	線	沖縄県那覇市鏡水	15,896 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		赤嶺	線	沖縄県那覇市赤嶺	5,251 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		小祿	線	沖縄県那覇市田原	7,881 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		奥武山公園	線	沖縄県那覇市奥武山	4,559 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		壺川	線	沖縄県那覇市壺川	4,660 人		○	○	2	2	2 (2) 基	2 (2) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	2	○
沖縄都市モノレール		旭橋	線	沖縄県那覇市泉崎	9,935 人		○	○	2	2	2 (2) 基	2 (2) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	2	○
沖縄都市モノレール		県庁前	線	沖縄県那覇市久茂地	14,905 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		美栄橋	線	沖縄県那覇市久茂地	7,481 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		牧志	線	沖縄県那覇市牧志	7,626 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		安里	線	沖縄県那覇市安里	5,108 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		おもろまち	線	沖縄県那覇市真嘉比	11,563 人			○	2	2	2 (2) 基	2 (2) 基	0 基	箇所		○	○	○	○	2	○
沖縄都市モノレール		古島	線	沖縄県那覇市古島	5,490 人			○	2	2	2 (2) 基	2 (2) 基	0 基	箇所		○	○	○	○	2	○
沖縄都市モノレール		市立病院前	線	沖縄県那覇市首里末吉	2,153 人			○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所		○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		儀保	線	沖縄県那覇市首里儀保	2,573 人			○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所		○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		首里	線	沖縄県那覇市首里汀良	5,475 人			○	2	2	2 (2) 基	2 (2) 基	0 基	箇所		○	○	○	○	2	○
沖縄都市モノレール		石嶺	線	沖縄県那覇市首里石嶺	2,973 人	○ー	○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		経塚	線	沖縄県浦添市前田	1,830 人	○ー	○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		浦添前田	線	沖縄県浦添市前田	1,630 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール		てだこ浦西	線	沖縄県浦添市前田	4,806 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	0 基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
		(合計)				2	14	19	24	24	19 19 24 (24) 基	19 19 24 (24) 基	19 0 基	0 0 箇所	14	19	19	19	19	19	19

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（5 年度）

住 所 沖縄県那覇市字安次嶺377-2

事業者名 沖縄都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡慶次 道俊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（1）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	—
（2）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が3000人以上 3 万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	—

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和 6 年度）

住 所 沖縄県那覇市字安次嶺377-2

事業者名 沖縄都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡慶次 道俊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
	令和 6 年 3 月 3 1 日現在、車両につきましては基準に適合しております。	

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
—	—	—

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子乗降用固定スロープ設置	全駅に固定スロープを設置済み	那覇空港から儀保駅まで固定スロープ設置中

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車内案内表示器での情報提供	車内案内表示器で、異常時等が発生した場合に文字で表示する	実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員への案内表示教育	異常時に案内表示器により文字で状況を知らせる教育を実施	実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子専用ドアの案内	車椅子利用者がホームで専用ドアから乗車するための表示を充実させた	実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

全ての乗り場に固定スロープを設置しているが、希望する方には、係員による渡り板を利用した乗降の実施

(3) 報告書の公表方法

ホームページで掲載

(4) その他

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
跨座式軌道	22 編成 (48) (両)	22 編成 (48) (両)	22 編成	0 編成	0 編成	22 編成	22 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	22 編成 (48) (両)	22 編成 (48) (両)	22 編成	0 編成	0 編成	22 編成	22 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	—
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	—